

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、職員数、平均給与月額等

区分	稲 城 市（平成 20 年 4 月 1 日現在）				
	平均年齢 （歳）	職員数 （人）	平均給料月額 （円）	平均給与月額 （円）	平均給与月額 （円） （国ベース）
稲城市	47.7	29	338,962	413,915	408,666
学校給食員	49.1	10	355,310	429,533	426,148
用務員(学校用務員含む)	48.8	10	343,430	419,734	418,303
自動車運転手	*	1	*	*	*
学校給食員以外の調理員(保育園)	45.1	8	314,763	378,531	373,213
国	48.8	5,193	287,094	—	320,514
東京都	47.0	2,167	330,732	429,065	394,189

対応する民間の類似職種	民 間	
	平均年齢(歳)	平均給与月額(円)
調理師	37.7	302,500
用務員	53.9	227,200
自家用乗用自動車運転手	58.0	342,800

- ※ 「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの合計です。
- ※ 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等は含まれないことから、比較のため国家公務員と同じ基準に再計算したものです。
- ※ 「民間」データは賃金構造基本統計調査において公表されている都内データを使用しています。（平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。（民間データは、契約社員等が含まれる場合があります。）
- ※ 個人情報保護の観点から、対象人数が 1 人の職種は、年齢、給料（与）月額のカラムを「*」としています。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

区分	20 歳 未満	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	計
学校給食員	-	-	-	1	-	1	3	2	3	10
用務員(学校用務員含む)	-	-	-	-	-	1	5	4	-	10
自動車運転手	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
学校給食員以外の調理員(保育園)	-	-	-	-	4	-	1	1	2	8
稲城市	0	0	0	1	4	3	9	7	5	29

(3) その他給与に関する事項

①給料表

行政職給料表（2）・・・別紙のとおり

②諸手当（一般行政職と同様に支給）

手当の種類		手当の概要(平成 20 年度)	
原則として毎月支給されるもの	決まって支給されるもの	扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当 扶養親族により、扶養親族 1 人につき 13,500 円～5,000 円
		地域手当	民間における賃金や物価等に関する事情を考慮して支給される手当 給料、扶養手当の合計額の 14.5%
		住居手当	住居費の負担を勘案して支給される手当 扶養親族の有無により 9,000 円又は 8,500 円
		通勤手当	通勤のために要する運賃等の実費弁償を趣旨として支給される手当 電車利用者は原則 6 ヶ月定期相当額を支給
一定時期に支給されるもの	勤務実績に応じて支給されるもの	時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務することを命じられた職員等に対し、その勤務時間に応じて支給される手当
		期末・勤勉手当	民間における賞与等に相当するものとして支給される手当 期末手当・・・在職期間に応じて支給(3.3 月) 勤勉手当・・・勤務成績に応じて支給(1.2 月も成績により増減あり)
		退職手当	退職時に支給される一時金

③昇給制度（一般行政職と同様に運用）

a. 昇給の時期

年一回、原則として 4 月 1 日

b. 昇給幅

毎年の勤務成績（人事考課）に応じ下記のとおりとする。

- ・前年度年齢 55 歳未満の者・・・最上位： 6 号給、上位： 5 号給、標準： 4 号給
下位： 1～3： 3 号給～ 1 号給、最下位： 昇給なし
- ・前年度年齢 55 歳以上の者・・・最上位： 3 号給、上位： 2 号給、標準： 1 号給
下位： 昇給なし

2 基本的な考え方

- これまでどおり「退職者不補充」を継続し、再雇用職員での対応や民間委託の活用を図ってまいります。
- 給与水準についてもこれまでどおり、東京都の給料表「行政職給料表（二）」と同じものを用い、民間企業従業員の給与水準状況を視野に入れ、東京都の給与改定状況にあわせた見直しを図ってまいります。

3 具体的な取組内容

(1) 給料水準の見直し（東京都と同じ）

年度	平均改定率	実施時期
平成 15 年度	△0.80%	平成 16 年 2 月 1 日
平成 16 年度	—	—
平成 17 年度	△0.85%	平成 18 年 2 月 1 日
平成 18 年度	△0.31%	平成 19 年 2 月 1 日
平成 19 年度	△0.07%	平成 20 年 2 月 1 日

(2) 任用給与制度の見直し

稲城市では、技能労務職員を含む全職員について、平成 5 年度に東京都の人事、給与制度を導入、平成 6 年 9 月 1 日には「稲城市職員人事考課規程」を制定し、職員の職務業績を客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発、指導育成、昇任選考、昇給にまた平成 11 年度からは勤勉手当の成績率にも反映させ、公正かつ科学的な人事管理を行ってきました。

- 昇給停止年齢の引き下げ
(平成 13 年度：57 歳、平成 15 年度：56 歳、平成 17 年度：55 歳)
- 給与構造改革の実施
 - ・平成 19 年度：都と同じ「4 分割給料表」への切替
 - ・平成 20 年度～：勤務成績（人事考課）を昇給幅に反映

(3) その他（事務事業の見直し）

- ・学校用務員について、中学校は全校、小学校は一部民間委託済
- ・庁舎警備については平成 16 年度から民間委託化
- ・市立病院調理員については平成 20 年度から民間委託化

事務事業の見直し等については、これからも技能労務職員の退職動向を踏まえ（「退職者不補充」継続）、再雇用職員での対応や民間委託の活用を図ることなどにより実施してまいります。

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円
	1	130,900	201,000	228,300	264,900
	2	131,500	203,000	230,400	267,100
	3	132,100	205,000	232,500	269,300
	4	132,700	207,100	234,700	271,600
	5	133,400	209,200	236,900	273,900
	6	134,000	211,200	239,000	276,100
	7	134,600	213,300	241,100	278,400
	8	135,300	215,400	243,300	280,700
	9	136,000	217,500	245,500	283,000
	10	136,600	219,600	247,600	285,300
	11	137,300	221,700	249,700	287,600
	12	138,000	223,900	251,900	290,000
	13	138,700	226,100	254,100	292,400
	14	139,700	228,200	256,200	294,800
	15	140,700	230,400	258,300	297,200
	16	141,700	232,600	260,500	299,600
	17	142,700	234,700	262,700	302,000
	18	143,800	236,800	264,800	304,400
	19	144,900	239,000	266,900	306,800
	20	146,100	241,200	269,100	309,200
	21	147,300	243,300	271,300	311,600
	22	148,900	245,500	273,400	314,000
	23	150,600	247,700	275,500	316,400
	24	152,300	249,800	277,700	318,800
	25	154,000	251,900	279,900	321,300
	26	155,800	254,100	282,100	323,700
	27	157,600	256,300	284,300	326,100
	28	159,400	258,400	286,500	328,500
	29	161,300	260,500	288,700	331,000
	30	163,100	262,600	290,900	333,400
	31	164,900	264,700	293,100	335,800
	32	166,800	266,800	295,300	338,300
	33	168,700	268,800	297,500	340,800
	34	170,600	270,800	299,700	343,300
	35	172,500	272,900	301,900	345,800
	36	174,500	274,900	304,100	348,300
	37	176,500	276,900	306,300	350,700
	38	178,500	279,000	308,500	353,100
	39	180,500	281,000	310,700	355,500
	40	182,500	283,000	312,900	357,800
	41	184,600	285,000	315,100	360,100
	42	186,600	287,000	317,200	362,400
	43	188,600	289,000	319,300	364,700
	44	190,600	291,000	321,400	367,000
45	192,700	293,000	323,500	369,200	

46	194,700	295,000	325,600	371,500
47	196,700	297,000	327,700	373,800
48	198,800	299,000	329,800	376,100
49	200,900	300,900	331,800	378,300
50	202,900	302,900	333,900	380,600
51	204,900	304,900	335,900	382,900
52	207,000	306,900	337,900	385,100
53	209,100	308,800	339,900	387,300
54	211,100	310,600	341,900	389,200
55	213,200	312,400	343,800	391,100
56	215,300	314,200	345,700	393,000
57	217,400	316,000	347,600	394,900
58	219,400	317,700	349,400	396,400
59	221,500	319,400	351,200	397,900
60	223,600	321,100	353,000	399,400
61	225,700	322,700	354,800	400,800
62	227,700	324,400	356,500	402,100
63	229,800	326,000	358,200	403,400
64	231,900	327,600	359,900	404,700
65	234,000	329,200	361,600	406,000
66	236,100	330,700	363,300	407,200
67	238,200	332,200	365,000	408,400
68	240,300	333,600	366,700	409,600
69	242,300	335,000	368,400	410,700
70	244,300	336,400	369,900	411,800
71	246,300	337,700	371,400	412,800
72	248,300	339,000	372,900	413,800
73	250,300	340,300	374,300	414,800
74	252,300	341,500	375,500	415,700
75	254,300	342,700	376,700	416,600
76	256,300	343,900	377,900	417,400
77	258,300	345,000	379,000	418,200
78	260,300	346,200	380,100	418,900
79	262,300	347,300	381,200	419,500
80	264,300	348,400	382,200	420,100
81	266,200	349,500	383,200	420,700
82	268,100	350,600	384,200	421,300
83	270,000	351,700	385,200	421,900
84	271,900	352,700	386,100	422,500
85	273,800	353,700	387,000	423,100
86	275,700	354,600	387,900	423,700
87	277,600	355,500	388,800	424,300
88	279,500	356,300	389,600	424,900
89	281,300	357,100	390,400	425,500
90	283,200	357,900	391,200	426,100
91	285,000	358,700	391,900	426,700
92	286,800	359,500	392,600	427,200
93	288,600	360,300	393,300	427,700
94	290,400	361,100	393,900	428,300
95	292,200	361,800	394,500	428,900
96	293,900	362,500	395,100	429,400
97	295,600	363,200	395,600	429,900

98	297, 400	363, 900	396, 200	430, 400
99	299, 200	364, 600	396, 800	430, 900
100	300, 900	365, 300	397, 300	431, 400
101	302, 600	365, 900	397, 800	431, 900
102	304, 100	366, 600	398, 400	432, 400
103	305, 600	367, 200	399, 000	432, 900
104	307, 100	367, 800	399, 500	433, 400
105	308, 500	368, 400	400, 000	433, 900
106	309, 800	369, 000	400, 600	434, 400
107	311, 100	369, 600	401, 100	434, 900
108	312, 400	370, 100	401, 600	435, 400
109	313, 700	370, 600	402, 100	435, 800
110	314, 900	371, 100	402, 600	436, 300
111	316, 100	371, 600	403, 100	436, 800
112	317, 300	372, 100	403, 600	437, 200
113	318, 400	372, 600	404, 100	437, 600
114	319, 500	373, 100	404, 600	438, 100
115	320, 500	373, 600	405, 100	438, 600
116	321, 500	374, 100	405, 600	439, 000
117	322, 500	374, 600	406, 100	439, 400
118	323, 400	375, 100	406, 600	
119	324, 300	375, 600	407, 100	
120	325, 100	376, 100	407, 600	
121	325, 900	376, 500	408, 000	
122	326, 500	377, 000	408, 500	
123	327, 100	377, 500	409, 000	
124	327, 700	378, 000	409, 500	
125	328, 300	378, 400	409, 900	
126	328, 900	378, 900	410, 400	
127	329, 500	379, 400	410, 900	
128	330, 100	379, 900	411, 300	
129	330, 700	380, 300	411, 700	
130	331, 300	380, 800	412, 200	
131	331, 900	381, 300	412, 700	
132	332, 500	381, 700	413, 100	
133	333, 100	382, 100	413, 500	
134	333, 700	382, 600	414, 000	
135	334, 300	383, 100	414, 500	
136	334, 800	383, 500	414, 900	
137	335, 300	383, 900	415, 300	
138	335, 900		415, 800	
139	336, 500		416, 300	
140	337, 000		416, 700	
141	337, 500		417, 100	
142	338, 000		417, 600	
143	338, 500		418, 100	
144	339, 000		418, 500	
145	339, 500		418, 900	
146	340, 000		419, 400	
147	340, 500		419, 900	
148	341, 000		420, 300	
149	341, 500		420, 700	

	150	342,000		421,200	
	151	342,500		421,700	
	152	343,000		422,100	
	153	343,500		422,500	
	154	344,000		423,000	
	155	344,500		423,400	
	156	345,000		423,800	
	157	345,500		424,200	
	158	346,000			
	159	346,500			
	160	346,900			
	161	347,300			
	162	347,800			
	163	348,300			
	164	348,700			
	165	349,100			
再任用 職員		200,900	217,500	245,500	

備考 この表は、自動車運転、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、市規則で定めるものに適用する。